

令和2年度

第11回 佐々町農業委員会総会議事録

令和3年2月25日（木）

佐々町農業委員会

令和3年2月 第11回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和3年2月25日(木)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 別館2階会議室

3. 開 会 令和3年2月25日(木)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 邦義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子 君
13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
3	池田 邦義 君	5	築城 武美 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議、研修会（後期）について

報告第2号 一時転用届出書について（3件）

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について（2件）

報告第4号 農用地利用集積・配分計画の解約について（2件）

(4) 審議事項

第24号議案 非農地通知について

(5) その他

① 3月定例会の日程について

② その他

事務局長（金子 剛君） それでは、皆さん、こんにちは。時間、定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第11回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、吉野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、改めまして、こんにちは。桜に菜の花にこう大分春めいてきました。暖かくはなったんですけど、急に寒くなって気温の変動が激しくて体調管理、稲作や農作物の管理も大変なことだろうとお察しいたします。

そして、新型コロナウイルスの感染症も幾分落ち着いてはきているようではありますが、下げ止まりという感じがしております。いま一度、毎日の感染対策をそれぞれが取って完全な終息となるよう願っております。

そしてまた、もうあと1か月余りで令和2年度も終わりが近づいて様々な行事、会合等が中止、また縮小せざるを得ない状況がまだ続いております。我々の活動もそうなのですが、できるだけ相對しての話合いの場を持ちたいところではあります。なかなかそれが思うに任せずというような状況となっております。一日も早くこのコロナが終息して、以前の生活・活動ができることを望んでおります。

今後また、皆様の御協力の下、円滑な審議が進みますようよろしくをお願いいたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

それでは、本日の出席委員は13名全員でございますが、濱野卓也委員が少し遅れるという連絡を頂いております。

それから、最適化推進委員におかれましては全員出席でございます。

委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） あとは座ってさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、3番、池田委員、5番、築城委員を指名しますので、よろしくお願いたします。日程2を終わります。

それでは、日程3の報告事項に入ります。

報告第1号農業委員会会長・事務局長会議、研修会（後期）について報告いたします。

本日配付しております報告第1号農業委員会会長・事務局長会議、研修会（後期）が2月19日、諫早市において開かれました。例年、県内21市町の農業委員会会長・事務局長が一堂に会して開会されますが、今回は新型コロナウイルスの感染症もあり、ウェブ方式で6市町が参加されました。

まず、今日配付の資料の1ページになりますが、農業委員会系統をめぐる情勢について報告がありました。

改正農業委員会法が施行されて5年で見直しをめぐる情勢と対応ということで、規制改革会議から農業委員会系統が農地にどれくらい貢献しているかの視点で見られているということです。そのためにも農業委員・推進委員一人一人の活動内容、成果を見える化、今後も活動記録を共有シートなどを活用して進めていただくということです。

令和4年度には、各農業会議にタブレットなどを活用して効率化を図っていきたいということです。

それから、次の3ページから、重点活動に位置づけられている農地集積や遊休農地解消、適正な非農地処理、農業者年金の加入推進、全国農業新聞の推進の5つの数値目標の進捗状況・活動方針が示され、もうあと残り僅かですけれど、年度末に向けて、どれを重点に進めるかなど説明がありました。

それからまた、会議の後の研修会では、事例研修で「西海市農業委員会における農業者年金の加入推進の取組」と題して西海市農業委員会会長、〇〇〇〇氏より事例報告がありました。その中で芝居を行って研修をした経緯や芝居の様子、その結果、委員によるPR活動が進んだことなどが報告されました。

人・農地プランの実質化に向けては、農地所有者の意向の把握、集落などでの話し合いへの参加や協力とその成果が委員会にも求められております。

それから、最後に、令和2年度女性農業委員会活動推進シンポジウムが例年3月に東京で開催されていましたが、今年は新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のため、オンラインで開催されます。

そのシンポジウム終了後、農業者年金の開設動画が放映される予定で、ながさき農業委員会女性ネットワークの副会長であられる、東彼杵町の農業委員の〇〇〇〇氏より事例発表で出演される予定ですので、御視聴いただければと思います。

このほかの会議資料等は事務局にありますので、御覧になりたい方は事務局のほうでよろしく願いいたします。

簡単ですが、以上で終わります。あとは事務局長のほうからお願いします。

事務局長（金子 剛君） それでは、私のほうから、人・農地プランの長崎県内における今現状ということで報告をさせていただきたいと思います。

まず、令和2年度におきましては当然、県内21市町あるわけですが、この21市町で1,083地区が今、地区を回って話をするようにということで予定をされているところでございます。ただ、今、新型コロナウイルスの関係で12月の31日現在で1,083地区のうち、154地区しか話し合いが終わっていないという今の状況でございます、県内のです。

それを踏まえまして国のほうから、本来であれば令和2年度で話し合いを終えなさいということになっておりましたが、コロナの関係で国のほうからも通知がありまして令和3年度、なので令和4年の3月31日までに終えるようにということでの指示があつているところでございます。

本町の現状につきましては、前々回等でもお話をしたと思いますけれども、今、木場地区のみ終了しているという状況でございます。

あと7地区を、産業経済課と一緒に県北振興局も入っていただけるんですが、7地区を一応、話し合いの予定をしておりますけれども、今の現況であればまだ3密等がございますので、公民館等に集まって話し合いをするということは今は避けたほうがよいということで県のほうとも話をしているところでございます。

この前申しましたとおり、集まる前にアンケート、今、新旧のアンケートの内容を後で説明させていただきますけれども、これを農家集落7地区に農業委員会が作成しました名簿を産業経済課に渡しまして、アンケートと案内文をつけて発送するようにいたしております。用紙と返信用封筒を入れて発送をする予定といたしております。

前回、3月頃に発送と言いましたけれども、県と産業経済課と農業委員会と話した結果、令和3年度まで猶予がありますので、4月以降に回すように変更いたしましたので、それを皆様にお知らせしたいと思います。

皆様にしていただけることと言いますと、その返信用封筒を入れて渡しますけれども、返信がないところに皆様に自宅訪問をしていただきまして、回収のほうをしていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、今お手元に、右上に新旧とこう2つあるんですが、これがアンケート内容でございます。

まず、旧と新との違うところと言いますと、1の農地と書いてございます。その横に、新のほうは複数回答可能と書いております。それから、1の1は四角の一番下です、その他が追加されております。2番の担い手の問題のその他、これも追加です。それから、

3番のもうかるためにというところのその他、この4つが変わったところでございます。
といいますのは、それぞれ意見のほうを書いていたほうがいいんじゃないかという
ような御指摘がございましたので、県のほうに伝えまして、そういうふうに訂正をさせて
いただいております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） それから、長崎県知事のほうに対する意見書ということで農業会議の意見
の取りまとめということで、一つ、担い手の農地利用集積・集約化に関する施策の改善、
2番目として、農地中間管理事業の活用・評価に関する施策の改善、3番目に、遊休農地
の発生防止・解消に関する施策の改善、4、新規参入等に関する施策の改善、5、農業委
員会と農業委員会ネットワーク機構の活動支援、6、有害鳥獣被害対策の継続支援及び強
化、7、中山間地域等直接支払交付金事業に伴う事務負担の軽減、8、スマート農業の普
及・推進、9、認定農業者の確保と再認定の推進ということで、3月中旬頃、県のほうに
提唱ということで提出をすることになっております。

以上が、農業委員会会長会議・事務局長会議、研修会（後期）についての報告です。

何か御質問、御意見等があらればよろしく申し上げます。5番。

5番（築城 武美君） 意見書の提出について誰が。文書だけ送るんですか、参加するんですか。
ということは、佐々町からは会長が行ってみんなと一緒にやるとか、そういう形ですか。

会長（吉野 裕君） 農業会議の会長が……。

5番（築城 武美君） 要するにセレモニー的に農業委員会の会長が知事と会ってこうですって
事でやるということですか。

事務局長（金子 剛君） そうです。

5番（築城 武美君） だから、佐々町の会長さんは、そこには参加していないという状況の中
で行われるんですか。

事務局長（金子 剛君） はい。

会長（吉野 裕君） はい。

5番（築城 武美君） それからもう1点ですけれど、この資料の4ページにある農業者年金加
入者確保についての携帯パンフレットを配布する人数399人が農業委員だと思いますが、
399人という数字、この携帯パンフレットというのは何ですか。

事務局長（金子 剛君） 6ページですか。

5番（築城 武美君） 4ページです。一番下に書いてある携帯パンフレットを配布している委
員数と。

事務局長（金子 剛君） これは毎年、農業会議のほうから送られてきまして、事務局にもある

んですけれど、これぐらいのポケット用の携帯用の年金のパンフレットがございます。

5番（築城 武美君） 年金のパンフレットですか。

事務局長（金子 剛君） そうです、はい。

5番（築城 武美君） これは皆さん、持っとるんですよ。

事務局長（金子 剛君） いや、これは渡していないです。

5番（築城 武美君） 渡していない。

事務局長（金子 剛君） はい。

5番（築城 武美君） それは18部あるんですか。

事務局長（金子 剛君） あります。はい。

5番（築城 武美君） じゃあ、早急に渡して欲しいですね。

事務局長（金子 剛君） はい、分かりました。

5番（築城 武美君） 399人のプラス6人ですかね。

事務局長（金子 剛君） はい。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） 後期の会長会議、事務局長会議御苦労さまでした。私も過去に3年間つとめてきましたけど。

御報告のとおり、年3回ございました。前期の5月に目標を立てて、それから中期が10月頃ですね。後期がこの実績ということですよ、年に3回行われていると。これについて21市町が全ての実績と（聞き取り不能）と。そういう比較もできるわけですが、最後のページに重点活動の取り組み実績数値とありますが、21市町の状況の比較、実績と。こう見てみますと、（聞き取り不能）。その中で佐々の場合はずっと見てみますと、目標達成していないところがずっと0, 0, 0, 0と。達成できているのが農地集積と。

それから、全国農業新聞購読者ということだけは達成したと、あとは0という事で、それぞれの市町の違いがありますけれども、これを見ますと決して成績がよいほうではないと。

その中でも先ほど出ました農業者年金加入についても、残念ながら達成できていないということです。（聞き取り不能）その要因というものは、これは（聞き取り不能）の問題もありますけれど、まとめてどういったことで、どういう理由で同意できなかったとかいうことを説明していただければと。できれば推進部長からお願いしたいと思います。

それから、残念ながら皆さんご存じのとおり、今後佐々町を担う重要な農家の一人でありました〇〇〇〇さんがお亡くなりになりました。聞きますと、両方とも農業者年金を

辞められたということでございました。御冥福をお祈りしたいと思います。

残念なことですけれども、そういったことも含めて見通しも含めまして、結果は結果ですから仕方がないと思いますけれども、その努力をされたのかどうかも含めてこの場をお借りして説明を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 3番。

3番（池田 邦義君） 今、8番委員さんからも御指摘がありましたように、農業者年金で我々女性の方2名と私と3人で手分けして当たってしたんですけれども、女性の方に当たっていたのがちょっとボチャしまして。

私が〇〇〇〇さんのところのお子さんが2人ということで当てにしていたんですけれども、国民年金を留保されていて免除されているということで、どうしても農業者年金の加入には該当しないということで今のところ、そういう状況に至っております。だから、皆様方からのそういう農業者年金に入られるような人選を報告していただければ、また個別に事務局と一緒に回っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） ありがとうございます。いろいろ無理なことはできませんから、事情がいろいろありましようけれども、要は加入者数が少ないのは事実ですね、佐々町は。各市町の特徴がありますから、やっぱり兼業が多いということもありますし、これは仕方がないです。

しかし、ちょっと探ってみれば、かなりないこともないんです。したがって、努力次第でということもありますから、ただ漠然と推進するということじゃなくして本当に訪問されて、そして説得をすとか、そういう努力も払う必要があると思います。

もう今さら申し上げることはございませんが、農業者年金を推進するという目的というものもしっかりじっくり説明して必要性というものを勧めれば恐らくできないことはない。うちの目標はあくまでも1人となってきますから、どうにかしてやっぱり達成するというか、多ければいいんでしょうけれど。だから、その辺も含めてまた推進部長さんも大変でしょうけれど、私どもそれはやってきましたから実績つくってきていますから、できんことはない。だから、ぜひ努力していただきたいと思います。

また、年度で締め切ってあるんですかね、まだ12月のこれは報告ですよ。

事務局長（金子 剛君） 3月……。

8番（藤永 九市君） 3月末でいいんでしょう。

事務局長（金子 剛君） はい。

8番(藤永 九市君) であれば、さらに努力してみてほしいと思いますので、よろしくお願ひ
します。

以上です。

会長(吉野 裕君) 事務局長。

事務局長(金子 剛君) 農業者年金につきましては、前回の総会の折にも8番、藤永委員のほ
うからも指摘を受けていたところでございますけれども、今、候補者 年間60日以上あ
って60歳以下の方が対象となるわけですけれども、今、11人いらっしゃいます、候補
者がです。だから、その中で池田部長のほうから、〇〇〇〇さんの息子さんのほうにお尋
ねをして入る予定ではあったんですけれども、国民年金の免除をされていたら対象になら
ないわけです。だから、どうしても加入することができないということです。

事務局からも、新規就農のミニトマトの〇〇〇〇さんのほうにもお尋ねはしました。そ
れから、〇〇〇〇製茶さんのほうにもお尋ねをしたところですが、ただ、まだちょっと軌道
に乗っていないということで、あそこは御夫婦でされていますので、〇〇〇〇さんとか〇
〇〇〇さんは。支払いがちょっと厳しいということで現在、断られているところですが、し
たがいまして、当然、努力する必要はございますので、3月までどうにか加入者がいければ
いいかなあというふうには思っていますので、皆様、御協力のほどよろしくお願ひいたし
ます。

以上でございます。

会長(吉野 裕君) 8番。

8番(藤永 九市君) 何回もすみません。今おっしゃったとおりだと思いますけれども、せつ
かく名前が出ましたから2人も町内で。これについてはもう前回、五、六年前にも一回説
得してお願いしたんですけれども、今のお話のとおり免除しているからということでござ
いますから。

また、今回も部長さんからもお話があったというふうに聞いております、うちにもです。
その話があったとばってん、木場からは誰も言わさんけんって。何ば言うかね、そが
ん言いよらすならおいが言うたごと話しなさいということ。私もちゃんとお願ひしたんで
すよね、そうさねえと言いながらも一言。

だから、ぜひ私も協力してやりたいと思っていますけれども、やっぱり本人とその経営
者として、それなりに使っている親にも加入してやらんと、子供にしなさいと我々言っ
てもおかしいんですよね。そういう発想の言い方をするものですから言って聞かせてるん
ですけど。これはぜひともつなぎたいなと思っています。

それと今、問題の一つ出てきました免除、これを早くまた再度、国民年金に復帰しても

らって、そういうことも説得する必要があると思うんですね。国民年金のほうの協力も得て、その辺も横のつながりで、局長、そういうのも確認されたほうがいいんじゃないかと思います。ぜひとも、これはいつも申し上げますけれど、農業委員会のためにやっているんじゃないですから、本人のためですから。その辺もよくはき違えないように本人によく伝えていただくことが必要だと思います、せつかく名前が出ましたものですから。

そういうことで私も極力、農業委員である以上、皆さんもお互いですから、加入推進部長ばかりするわけやないんですからみんなで協力してやらんと。ありがとうございました。そういうことです。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） せつかく一つ一つの項目について質問したいと思うんですが、取り組み状況の実績数値の話の中の例えば適正な、非農地処理の基本が9haのこれに対して0、これは今回、後で提案される（聞き取り不能）を入れると、ここの数値は変わるというふうに考えていいかということです。

それから、9haまたは例えば遊休農地の対象の5ha、それから中間管理機構への貸付の14ha、これは佐々町がたてた目標ですか。押し付けられた目標ですか。そこをちょっと説明してほしいです。

以上です。

事務局長（金子 剛君） それでは、今、一つの遊休農地通知の発送の件なんですけれども、この会議の前に年3回、前期・中期・後期と事務局長会議・会長会議があるわけですが、その前に必ず調査が来るわけです。発送したならば発送ha等を その時点ではまだ発送をしていませんので、発送をすることによって、この数値に入ってくる予定にはなっております。それが1点です。

それから、面積につきましては、中間管理機構で14haという佐々町は目標がございませう。これは佐々町が設定した目標面積ではなくして、県が設定した人口割に対しての目標面積となっております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。

この表は昨年12月現在の表でありますので、年度末はまだあと1か月余りありますので、その間、努力してできるところは進めていきたいと思っております。

なければ、これで報告第1号を終わらせていただきます。

次に、報告第2号一時転用届出書について（3件）、事務局の説明を求めます。

事務局長（金子 剛君） 議案書の1ページをお開きください。朗読説明いたします。

これは3件ございます。3件とも同時にまず、朗読をさせていただきます。

報告第2号、一時転用届出書。借人、住所、〇〇〇〇、〇〇〇〇事務所長、〇〇〇〇。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作者、同じです。

業者、〇〇〇〇、現場代理人、〇〇〇〇。

下記の工事を行うに当たり、農地の一時転用について承諾願います。

ということで、これは目的が今、高速道路の2車線を4車線にするという工事が目的でございます。佐世保道路4車線化事業に伴う口石大橋施工のための工事用進入道路設置及び資材置場。

内容につきましては、盛土が1,711m³、アスファルト舗装698.4m²、仮設ガードレール設置が82mでございます。

それから、作業の場所でございますけれども、長崎県北松浦郡佐々町口石免字川久保1543の1。

工事期間が、令和3年3月1日から令和6年10月31日までとなっております。

次、3ページをお開きください。

一時転用届出書。住所、〇〇〇〇、〇〇〇〇事務所長、〇〇〇〇。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。耕作者は同じです。

業者、〇〇〇〇、現場代理人、〇〇〇〇。

これも目的は同じでございます。

内容につきましては、この農地が盛土81.8m³、アスファルト舗装163.5m²でございます。

作業の場所でございます。長崎県北松浦郡佐々町口石免字川久保1530の3。

工事期間も同じでございます。

次、5ページをお願いいたします。

一時転用届出書。住所、〇〇〇〇、〇〇〇〇事務所長、〇〇〇〇。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作者、同じです。

業者、〇〇〇〇、現場代理人、〇〇〇〇。

目的は同じでございます。

内容につきましては、盛土が71.1m³、アスファルト舗装142.2m²でございます。

作業の場所でございますが、長崎県北松浦郡佐々町口石免字川久保1531の5。

工事期間も同じでございます。

次に、8ページをお開きください。

まず、この平面図でございます。この青色の部分が今現在もう通っている道路です。4車線化をするに当たって、この赤色のラインを追加するという工事でございます。

下に、1、2、3と振ってありますけれども、先ほど言いました方が所有者でございます。このちょうど真ん中に緑色がございます。これが進入用道路です。

場所につきましては、口石小学校先にある〇〇〇〇がございます。〇〇〇〇をちょっと行ったところから左手に曲がれば〇〇〇〇病院の入り口があるんですけど、ちょうどお地蔵さんのところなんです。そこのちょっと先に昔のゼンモン川という橋があると思うんですけど、その部分から道路を造るという状況です。高さは大体4mから5mということでした。それを勾配つけて進入路を造るという内容の一時転用でございます。

それから、11ページをお願いいたします。11ページに、今の現況の写真が載っております。

①の農地が〇〇〇〇さん、2番目が〇〇〇〇さん、3番目が〇〇〇〇さんの農地となっております。この2番目と3番目については、今現在もう作っていないという状況です。1番につきましては、〇〇〇〇さんが所有者でございますが、この3番の〇〇〇〇さんが農地の契約をされているという状況です。

平成28年の5月から令和3年度、今年の4月いっぱいまでが期間となっております。なので、あと1か月ですので、あえて合意解約はもういいというふうに事務局のほうからも伝えております。

一時転用につきましては以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。

この土地に関しては当初、西九道路ができるときにも、このような計画で進入路を造られて西九道路の口石大橋の建設に使用されたところなんです。

ないようですので、報告第2号を終わります。

次に、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書について（2件）、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 13ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書。賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

下記農地について、賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知します。ということでございます。

土地の所在でございますが、志方免字六ツ枝453番地。地目、台帳・現況共に田、1,588m²。

賃貸の解約の申入れをした日が、令和3年1月28日。賃貸借の合意解約の合意が成立した日、令和3年の1月28日。

それから、土地の引渡期間、令和3年の1月28日でございます。

この解約の理由につきましては、〇〇〇〇さんの御主人様、〇〇〇〇様がお亡くなりになられたということでの解約でございます。この後の方については、〇〇〇〇さんが予定をされております。

場所につきましては、16ページをお願いいたします。

佐々大橋を渡りまして、ずうっと江迎線のほうへ抜ける道、途中から斜めに真竹への林道に入っていく道です。そこに入っていった青色で四角で囲んだところ、ここが今回の合意解約の場所となっております。

以上でございます。

事務局長（金子 剛君） 続いて、17ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による通知書。賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

下記土地について、賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知いたします。

土地の所在、佐々町古川免字松元340の1。地目、台帳・現況共に田、990m²。

賃貸借の解約の申入れをした日、令和3年1月28日。賃貸借の合意解約の合意が成立した日、令和3年の1月28日。

土地の引渡期間、令和3年の1月28日でございます。

この解約の理由につきましては、高速道路の橋桁が通るということでの解約でございます。

場所につきましては、20ページをお開きください。

この青い部分が合意解約の場所でございますが、ちょうど志方川沿いです。これは江迎線に抜ける道で志方川の麓といいますか、ここにちょうど橋桁がかかるということでの解約でございます。

報告第3号については以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件につきまして何か御意見、御質問はありませんか。ないようですので、報告第3号を終わります。

報告第4号農用地利用集積・配分計画の解約について（2件）を議題とします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 21ページをお開きください。

報告第4号につきましては、これは中間管理機構に入っていられる方の解約の分でございます。

私がちょっと気づきませんで、24ページの〇〇〇〇さん、それから32ページの〇〇〇〇さん、この方は貸手になられますので、解約になりません。なので、配分計画の借手のほうだけを朗読いたします。

利用権設定解約の申出書。借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

下記のとおり、農用地利用・配分計画を解約したいので申し出ます。

対象農地が、北松浦郡佐々町志方免字平石703の1、805m²。

公告年月日、平成31年4月26日。

場所につきましては、28ページです。28ページをお開きください。

このちょうど青く塗っているところが今回の解約でございますが、解約理由につきましては、〇〇〇〇さんがお亡くなりになられたということが解約の理由でございます。この後につきましては、〇〇〇〇さんが予定をされております。

続きまして、29ページをお開きください。朗読いたします。

利用権設定解約申出書。住所、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

下記のとおり、農用地利用配分計画を解約したいので申し出ます。

対象農地が、北松浦郡佐々町志方免字六ツ枝456の1、面積838m²。

公告年月日、平成31年1月23日でございます。

36ページをお開きください。

ここもちょうど青い部分が今回の解約でございます。これも〇〇〇〇さんがお亡くなりになられたということの理由の解約でございます。

このちょうど林道から入ったところ、林道の入り口からです。ここの場所については、まだ次の方の借手というのは見つかっていないという状況でございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。なければ、これで報告事項を終わります。

それでは、日程4、審議事項に入ります。第24号議案非農地通知について。

農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 37ページをお開きください。朗読説明いたします。

議案第24号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。

農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業

委員会の判断を求める。令和3年2月25日、佐々町農業委員会、会長。

次、38ページでございます。

今回、皆様に9月、10月にかけてパトロールをしていただきました。その結果、B判定、今後、農地として再生不可能ですという土地を全部挙げさせていただいております。

1筆だけ朗読いたします。

まず、番号1番です。大字角山免字扇874番。地目、台帳・登記簿共に畑。登記簿実績面積740m²。所有者、〇〇〇〇ほか150件でございます。

後ろに地図がありますので、今から再度確認をしていただくわけですが、この非農地通知の前に、事前に田んぼから地目を変更してよいかということで、この方たちに文書をやっております。その中で、やはりもうそのままだよという方が何人かいらっしゃいましたので、番号を言います、今から。なので、削除されてください。そこはもう見られなくて結構です。

まず、38ページが、2番です、〇〇〇〇さん。

それから、39ページです、93番、〇〇〇〇さん。93番です。

それから、101番、〇〇〇〇さん。

それから、103番です、〇〇〇〇さん。

それから、40ページです、112番から114番です。112、113、114、〇〇〇〇さんです。112、113、114です。

それから、116と117、〇〇〇〇さん。116と117。

それから、ずうっと飛びまして、133と134、〇〇〇〇さん。

それだけです。ここはもう非農地の通知はお送りいたしませんので、ほかのところを再度確認していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 今、事務局長が述べたところを除いて、休憩を取りまして、その間に確認をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩 午後 2時25分）

（会議再開 午後 2時50分）

会長（吉野 裕君） それでは、会を再開いたします。

事務局長（金子 剛君） それでは、5名の各班長さんから、ここを削除ということがあられる地区はお願いいたします。番号を言ってもらえれば。何ページの何号というのを言っただけければ。

推進委員（林 勇作君） 39ページ、96番から100番までを農地はそのままです。きたいと思います。

事務局長（金子 剛君） はい、分かりました。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

推進委員（福田 庄治君） 40ページ、116と117。

事務局長（金子 剛君） これはさっき消しています。

推進委員（福田 庄治君） 分かりました。すみません。

事務局長（金子 剛君） では、お願いします。

推進委員（筒井 浩一君） なかです。

事務局長（金子 剛君） ないですね。

推進委員（玉置 義則君） 私は志方地区と大茂と、それから江里のほうでは、ありません。

事務局長（金子 剛君） はい。

推進委員（大瀬 敏幸君） 40ページ、1355。

事務局長（金子 剛君） 番号は。

推進委員（大瀬 敏幸君） 1753。

事務局長（金子 剛君） いや、3桁ですよ。（私語あり）

推進委員（大瀬 敏幸君） 135と、それから142、143、144、145でお願いします。

事務局長（金子 剛君） はい、分かりました。

そうしたら、ちょっと復唱いたします。

まず、木場地区のほうです。39ページの96、97、98、99、100ですね。

推進委員（林 勇作君） はい。

事務局長（金子 剛君） それから、神田の地区が40ページの135番、142、143、144、145ですね。

推進委員（大瀬 敏幸君） はい。

会長（吉野 裕君） 事務局から先ほど言った番号と今、推進委員さんから言われた番号を除いたところで、非農地とすることに承認される方の挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございました。

それでは、賛成多数で異議なしということで、所有者、登録人の方へ通知いたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

会長（吉野 裕君） 次に、日程5、その他に移ります。事務局からお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） （5）のその他、①3月の定例会の日程についてでございます。

一応、3月の25日、木曜日、13時30分からの予定でございます。

それから、5役会につきましては、3月の17日、水曜日、13時30分からの予定でございます。

以上でございます。（私語あり）

それから、今、皆様のお手元にこのパンフレットを配付いたしております。これは令和版ですので、これが一番最新となっております。

先ほど申しました一番表紙のところに、この緑と赤の字で、あなたが60歳未満の国民年金の第1号被保険者なら、年間60日以上に従事日数をしていれば農業者年金に加入できますというところです。この条件に合っていれば加入ができるということです。

この国民年金の第1号被保険者というのは、第1号から第3号まであります。第1号被保険者というのが国民年金のほうです。自営業の方が第1号になります。第2号は厚生年金、勤めていらっしゃる方です。第3号が、その勤めていらっしゃる方の配偶者、これが第3号という意味です。なので、皆様が確認されるときはまず、第1号被保険者ということを確認した上で、加入をされているかという確認ができれば加入ができるということです。

だから、免除者も第1号被保険者になりますので、そこの確認をしていただいて初めて加入ができるという条件です。60歳未満の第1号被保険者、免除者ではない方で年間60日以上、農業をされている方、この条件が合えば加入ができるということでございます。

事務局からは以上でございます。

会長（吉野 裕君） ②その他について、皆さんのほうから何かありませんか。なければ、これで終わりたいと思います。

令和2年度の先ほどの数値目標の達成のために、皆さん方の協力をよろしくお願いいたします。

どうも今日はお疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 2時58分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 音野 裕

会議録署名委員

築城武美

会議録署名委員

池田邦美